

令和8年4月から開庁時間を変更します

業務の効率化および職員の働き方改革の一環として、令和8年4月から開庁時間（窓口・電話受付時間）の変更を行います。ご理解とご協力をお願いします。

現在

8:30~17:15

変更後

9:00~16:30

※正面玄関は9時に開錠し16時30分に施錠しますので開庁時間内にご来庁いただきますようお願いいたします。

対象施設

役場庁舎、浄水場（上下水道課） ※その他の公共施設は従来どおりです。

対象業務

窓口受付、電話対応 ※開庁時間外で緊急の場合は、代表電話で対応します。

開庁時間の見直しにより期待される効果

■業務効率化による町民サービスの向上

開庁前後に職員間での情報共有やミーティングを行う時間が確保でき、業務改善や効率化に取り組むことで、町民サービスの向上につながります。

■職員の働き方改革

職員の勤務時間は従来どおり8時30分から17時15分です。開庁前の準備や閉庁後の残務処理など時間外勤務を前提とした働き方を見直すことで、ワークライフバランスの改善を図ります。

来庁しなくても手続きが可能です！

■オンライン申請

一部手続きは、パソコンやスマホでオンライン申請が可能です。



町公式LINEメニュー画面



町公式LINE



オンライン申請一覧

■証明書のコンビニ交付

マイナンバーカードを利用してコンビニで証明書の取得が可能です。

【取得可能な証明書】

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書

【受付時間】

6:00~23:00



町ホームページ

よくあるご質問

Q. 開庁時間外は担当課への電話が繋がらないの？

▶各課への直通電話は開庁時間内しかつながりません。緊急の場合は、代表電話にて対応します。

Q. すべての業務が対象になるの？

▶婚姻届や死亡届などの戸籍は開庁時間外でも届出することができます。時間外に届出される場合は、正面玄関左横の時間外通用口をご利用いただくか代表電話へご連絡ください。

Q. 変更することによる影響は？

▶時間帯別の来庁件数・電話応対件数を調査したところ、9時から16時30分の対応件数が約9割という結果でした。町民の皆さまに事前に周知を行うことで、町民サービスへの影響は少ないものと考えています。

問い合わせ先：総務課 TEL 377-5651